

平成28年経済センサスー活動調査の実施について（依頼）

一般社団法人全日本駐車協会

総務省及び経済産業省より、平成28年6月に全国の全ての事業所・企業を対象として行われる「平成28年経済センサスー活動調査の実施について」周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

「経済センサスー活動調査」は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。本調査は、平成24年2月に1回目を実施し、今回2回目となります。

尚、駐車場業は、産業大分類「不動産業、物品賃貸業」の内、中分類「不動産賃貸管理業」の「駐車場業」として分類されています。

お問い合わせ先：

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-6606

以上

総 統 経 第 1 5 号
2 0 1 6 0 2 0 2 統 局 第 2 号
平 成 2 8 年 3 月 1 4 日

各 位

総 務 省 統 計 局



経 済 産 業 省 大 臣 官 房 審 議 官

調 査 統 計 グ ル ー プ 長



平成28年経済センサス - 活動調査の実施について (依頼)

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省では、平成28年6月に全国の全ての事業所・企業を対象とした「平成28年経済センサス - 活動調査」を実施いたします。

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として平成24年2月に1回目を実施し、今回は2回目の調査となります。

その調査結果は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の清算の際に利用される他、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

昨年10月に本調査に先立ち実施いたしました「企業構造の事前確認」の際にも御協力のお願いをさせていただきましたが、改めて、調査の趣旨・必要性について御理解いただきますとともに、本調査の円滑な実施に向け、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じまして、関係する企業等の方々へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-6606（直通）